

概要版

鳥取市こども計画

子ども 親 地域が輝く
子育て応援都市 とっとり



令和7(2025)年3月

鳥取市

計画の策定にあたって

策定の趣旨

本市では、令和2(2020)年に「第2期 鳥取市子ども・子育て支援事業計画」を策定し「子ども 親 地域が輝く子育て応援都市 とっとり」を基本理念に掲げ、本市の未来を担う全ての子どもが明るく健やかに成長できることを目指して、様々な子育て支援施策を推進してきました。さらに、令和4(2022)年3月には「第2期 鳥取市子どもの未来応援計画」を策定し、子どもの貧困対策に継続的に取り組んできました。

本計画は、「こども基本法」第10条に規定される「市町村こども計画」として、「子ども・子育て」「次世代育成支援」「こどもの貧困対策」「子ども・若者育成支援」その他子ども政策に関する取組を一体的に策定します。

計画の期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間です。

【本市における計画の位置付け】

【上位計画】

- 第11次鳥取市総合計画(令和3(2021)年度～令和12(2030)年度)
- 鳥取市人口ビジョン及び鳥取市創生総合戦略(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)



地域共生社会の実現

鳥取市地域福祉計画(福祉の総合計画)

【高齢者】

- 鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画
- 鳥取市認知症施策推進計画

【障がい者】

- 鳥取市障がい者計画
- 鳥取市障がい福祉計画・鳥取市障がい児福祉計画

【子ども・若者】 (本計画)

- 鳥取市こども計画(子ども・子育て支援事業計画等を含む。)

【全市民】

- 鳥取市健康づくり計画
- 鳥取市再犯防止推進計画
- 鳥取市自死対策推進計画



本市における子育て支援の課題



第2期計画の進捗状況やアンケート調査結果から、本市では以下のような課題が浮かび上がっています。

1. 母子保健事業の充実

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や小児医療体制の充実など、安心して産み、育てることができる環境の整備が必要です。

2. 保護者のニーズへの対応

低年齢児の保育ニーズに対応した環境の整備が必要であるとともに、出生数減少による適切な供給体制の整備、教育・保育の人材確保、質の向上の取組が必要です。

3. 相談支援と情報提供

子育て中の保護者の不安や負担感の解消に向けた相談支援等と情報提供の充実が必要です。

4. 学ぶ力と家庭の育てる力

児童・生徒の学びを育む環境づくりの充実と、メディアの使用習慣など子育て力を高める家庭教育の推進が必要です。

5. 配慮が必要な子どもへの支援

障がいの有無にかかわらず、適切な教育・保育が提供できる体制づくりなど、全ての子どもが安心して生活できる社会づくりの推進が必要です。

6. 安全な暮らしができる街づくり

地域住民と保護者、関係機関が連携して、地域全体で子育てを支える環境づくりが必要です。

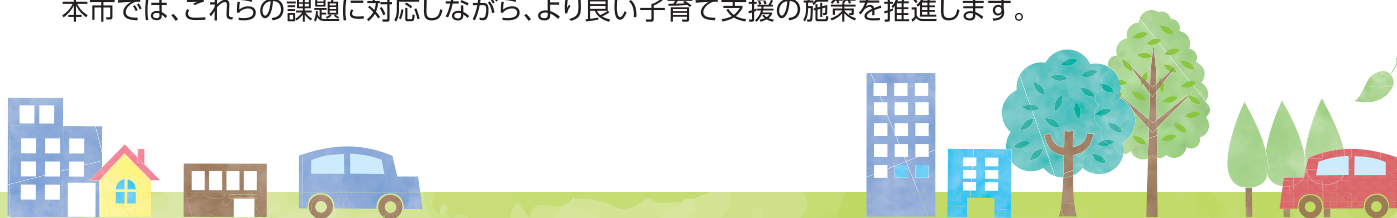
7. 貧困と格差の解消

経済的に苦しい状況にある子育て世帯には、経済的支援と支援制度の周知が必要であり、そのためには、地域や関係機関とのネットワークづくりが必要です。また、誰一人取り残さない貧困対策の推進が必要です。

8. 若者の活躍を支える社会

若者の生活の安定に向けて、定住や就労への支援をはじめ、自主的に活動や活躍ができる場の検討など、多様な支援体制づくりが求められています。

本市では、これらの課題に対応しながら、より良い子育て支援の施策を推進します。



計画の基本的な考え方

基本理念

第2期計画においては、「子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり」を基本理念に掲げ、本市の未来を担う全ての子どもが明るく健やかに輝きながら成長できることを目指して、これまで様々な施策を推進してきました。

この度、本計画においては「第2期計画」で取り組んできた施策を含む「こども計画」へと、支援対象を拡大するとともに、更なる施策の充実を図ることになります。

「こども計画」の基盤となる国の「こども大綱」においては、全ての子どもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知識等を身に付けながら心身共に健やかに成長できる「こどもまんなか社会」を目指しています。

第2期計画における基本理念は、この「こども大綱」が目指す社会づくりにもつながるものであり、地域全体で子どもから若者、保護者など、全ての関わりのある人へ向けた施策の総合的な推進を図り、子どもが大きな夢を持って心豊かに成長し、誰もが自分らしく共に輝いて生きることができまちづくりに向けて、この基本理念を継承します。

本計画の基本理念

子ども 親 地域が輝く
子育て応援都市 とっとり

この計画では、「第3期 鳥取市子ども・子育て支援事業計画」を中心に、「こどもの貧困対策推進計画」や「子ども・若者計画」といった他の関連計画と一体的に策定することで、総合的な施策を展開します。基本理念の実現を目指して、これまでの取組や調査結果から明らかになったニーズや課題を考慮し、次の施策体系に掲げる7つの基本目標を定めます。



鳥取市こども計画の施策体系

【基本目標1】

親子の健やかな成長を支える環境づくり
(主な対象:妊娠～幼児期)

基本施策1 妊娠期からの切れ目ない支援

基本施策2 健やかな成長に向けた支援

【基本目標2】

安心して子育てできる環境づくり
(主な対象:幼児期～学童期)

基本施策1 教育・保育の受け入れ体制の整備

基本施策2 地域における多様な保育ニーズへの対応

基本施策3 仕事と子育ての両立に向けた支援

基本施策4 相談支援と情報提供の充実

基本施策5 経済的支援の充実

基本施策6 子育て支援のネットワークづくり

【基本目標3】

心豊かな成長を支える学びの場づくり
(主な対象:幼児期～学童期～思春期)

基本施策1 幼児期における教育・保育の質の向上

基本施策2 学校教育の充実

基本施策3 家庭や地域における教育力の向上

基本施策4 放課後の居場所づくり

【基本目標4】

配慮が必要な子育て家庭への支援環境づくり
(主な対象:全ての子ども)

基本施策1 児童虐待防止対策の充実

基本施策2 配慮が必要な子どもへのきめ細かな支援

【基本目標5】

地域で子どもを見守るまちづくり
(主な対象:全ての子ども)

基本施策1 市民等との協働による子育て支援

基本施策2 地域を担う人材の育成

基本施策3 子どもにやさしい生活環境の整備

基本施策4 子どもを見守る安全対策の推進

【基本目標6】

子どもの貧困と格差の解消
(第2期 鳥取市子どもの未来応援計画)
(主な対象:全ての子ども)

基本施策1 学ぶ意欲を育む環境づくり

基本施策2 健やかに暮らす基盤づくり

基本施策3 安定した暮らしを築く環境づくり

基本施策4 暮らしを支える経済的支援とネットワーク

【基本目標7】

子ども・若者への支援対策の推進
(鳥取市子ども・若者計画)
(主な対象:思春期～青年期)

基本施策1 子ども・若者の活躍を支える環境づくり

基本施策2 子ども・若者の生活を支える体制づくり

基本施策3 社会参加・仲間づくりの促進



教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

教育・保育の量の見込み

【鳥取市全体】

(単位:人)

	1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
令和7(2025)年度	982	3,123	2,437	558	1,879
令和8(2026)年度	944	3,053	2,322	546	1,776
令和9(2027)年度	890	2,830	2,349	536	1,813
令和10(2028)年度	863	2,734	2,305	529	1,776
令和11(2029)年度	822	2,620	2,272	523	1,749

【鳥取地域】

(単位:人)

	1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
令和7(2025)年度	815	2,592	2,023	463	1,560
令和8(2026)年度	784	2,534	1,927	453	1,474
令和9(2027)年度	738	2,349	1,949	445	1,504
令和10(2028)年度	716	2,270	1,913	439	1,474
令和11(2029)年度	681	2,174	1,886	434	1,452

【支所地域】

(単位:人)

	1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
令和7(2025)年度	167	531	414	95	319
令和8(2026)年度	160	519	395	93	302
令和9(2027)年度	152	481	400	91	309
令和10(2028)年度	147	464	392	90	302
令和11(2029)年度	141	446	386	89	297

提供体制・確保方策の考え方

- 保護者の希望に応じた施設への入所ができるよう、施設面積や職員配置等の認可基準の範囲内において、柔軟な対応等について、各施設に協力を要請していきます。
- 保育需要に応じた適正な定員を確保するため、大学訪問などにより保育士の確保に努めるとともに、年齢ごとの受け入れ定員の見直しも実施します。
- 将来の保育需要を見据え、新規の施設整備による量の確保ではなく、職員の確保や適正配置による受け入れ体制の強化に努めます。
- 子どもの安心、安全な保育環境の充実を図るため、施設の環境整備に努めます。



地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
こども家庭センター	か所	1	1	1	1	1
一時預かり事業 (幼稚園・認定こども園在園児対象)	延べ人	83,855	87,232	87,232	87,232	87,232
一時預かり事業 (保育所等における一時保育)	延べ人	4,375	4,320	4,266	4,212	4,159
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人	3,336	3,364	3,443	3,442	3,385
地域子育て支援拠点事業	延べ人	41,103	41,103	41,103	41,103	41,103
妊婦健康診査事業	延べ人	13,727	13,289	12,865	12,455	12,058
乳児家庭全戸訪問事業	人	1,116	1,091	1,071	1,058	1,046
子育て短期支援事業(ショートステイ)	延べ人	239	228	217	207	197
子育て短期支援事業(平日日帰りステイ)	延べ人	46	50	54	58	63
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	延べ人	108	100	93	86	80
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	延べ人	754	728	703	678	654
時間外保育事業 (延長保育:保育所、認定こども園、 家庭的保育事業等長時間)	人	1,853	1,770	1,691	1,615	1,543
病児・病後児保育事業	延べ人	4,434	4,434	4,434	4,434	4,434
子育て世帯訪問支援事業	延べ人	347	347	347	347	347
児童育成支援拠点事業	人	15	15	15	15	15
親子関係形成支援事業	人	38	38	38	38	38
妊婦等包括相談支援事業	人	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	人	948	906	913	897	885
産後ケア事業(母子ショートステイ)	延べ人	260	280	290	290	290
産後ケア事業(母子デイサービス)	延べ人	310	320	330	330	330
産後ケア事業(母子アウトリーチ)	延べ人	70	80	90	90	90

提供体制・確保方策の考え方

- 各事業の量の見込みに対する提供体制の確保を目指して、子育て世帯等のニーズを適切に把握し、受入れ体制の充実を図ります。



計画の推進と点検・評価

計画の推進

本計画は、子育て支援だけでなく若者を含む幅広い層を対象としているため、市政の教育、保育、保健、医療、福祉、まちづくりなど、様々な分野で全庁的に施策を推進します。

主体的な役割の理解

子育て家庭、教育・保育の場での日々の接触がある事業者、地域の支援者がそれぞれの役割を理解し、連携・協働して取り組むことが重要です。

子ども等の意見の反映

子ども施策の対象となる子どもや子どもを養育する者、その他の関係者をはじめとする市民の意見を多く取り入れ、子ども施策に関する取組を総合的かつ効果的に進めます。

広報活動の強化

市の広報紙やホームページなどを通じて、本計画の取組内容を周知し、市民の意識の向上を図ります。

計画の点検・評価

本計画を実行性のあるものとして推進するため、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証していきます。

進捗状況の報告

計画期間中、教育・保育の確保状況や子ども・子育て支援事業の実施状況などを「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に定期的に報告し、その進捗状況を点検・評価します。

貧困対策の取組

「鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会」及び「鳥取市子どもの未来応援地域協議会」において定期的に進捗や達成状況を評価し、次の施策や事業の実施に反映します。

PDCAサイクルの活用

PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(点検・評価)、ACTION(改善)に基づく進行管理(PDCAサイクル)を行い、進捗状況を詳細に管理し、次の施策の改善に繋げるための必要な調整を行います。

発行／令和7(2025)年3月 発行者／鳥取県 鳥取市

問合せ先／鳥取市役所 健康子ども部 子ども家庭局 子ども未来課

〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4

電話(0857)30-8232 FAX(0857)20-0144 E-mail kodomo-mirai@city.tottori.lg.jp